

(様式1)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

県央地域広域市町村圏組合
管理者 大久保 潔重 様

共同企業体の名称 ・ 特定業務共同企業体

共同企業体 「代表構成員」
住所・名称及び代表者

印

共同企業体 「その他構成員」
住所・名称及び代表者

印

令和4年8月29日付で公告のあった、「小浜消防署移転設計業務」に係る入札に参加したく、
を代表者とする、 ・ 特定業務共同企業体を結成したので、
参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、当共同企業体の構成員は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者で
ないこと並びにこの申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 特定建設関連業務委託共同企業体協定書（様式2）
- 2 公告記2（3）エに定める業務履行実績を記載した調書（様式3）及びその証明書類
- 3 公告記2（3）オに定める配置予定技術者の資格、実務経験を記載した調書（様式4）
及びその証明書類、添付書類
- 4 公告記2（4）ウに定める配置予定技術者の資格を記載した調書（様式5）及びその
添付書類

(様式2)

特定建設関連業務委託共同企業体協定書

(目的)

第1条 当設計共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 県央地域広域市町村圏組合発注に係る「小浜消防署移転設計業務」（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務委託」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、
・ **特定業務共同企業体**（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事業所を **〇〇市〇〇町〇〇番地** に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務委託の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

△△県△△市△△町△△番地

△△建築設計 株式会社

□□県□□市□□町□□番地

株式会社 □□建築設計事務所

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、**△△建築設計 株式会社** を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

△△建築設計 株式会社 ○○%

株式会社 □□建築設計事務所 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務委託の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的事項について協議の上決定し、業務委託の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、業務委託の請負契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、業務完成の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を

負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△建築設計会社 他○社は、上記のとおり△△・□□特定業務委託共同企業体を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

△△建築設計 株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

株式会社 □□建築設計事務所

代表取締役 ○○○○ 印

(様式3)

業務履行実績調書

共同企業体の名称 ・ 特定業務共同企業体

共同企業体「代表構成員」
住所・名称及び代表者

■ 2 (3) エに掲げる業務履行実績 (代表構成員)

業 務 名 称 等	業務名	
	発注機関	
	業務箇所	
	契約金額	円
	契約日	年 月 日
	履行期間	年 月 日～ 年 月 日
	発注形態	
業 務 概 要 等	規模	
	構造形式	
	設計内容 等	
	備考	

【注1】 履行した業務の実績を記載（業務が完成し引渡しが済んでいるもの）し、当該契約書及び業務の内容等が確認できる資料の写しを添付してください。

(様式4)

配置予定技術者の資格・実務経験調書

共同企業体の名称 ・ 特定業務共同企業体

共同企業体の「代表構成員」
住所・名称及び代表者

■ 2 (3) オに掲げる配置予定技術者 (代表構成員)

配置予定者の氏名		
法令等による 資格・免許		
業 務 名 称 等	業務名	
	発注機関	
	業務箇所	
	契約金額	円
	契約日	年 月 日
	履行期間	年 月 日～ 年 月 日
	発注形態	
	従事役職名	
業 務 概 要 等	規模	
	構造形式	
	設計内容 等	
	備考	

【注1】 資格及び雇用状況を証明するものとして、配置予定技術者の免許等（各種資格者証、健康保険証）の写しを添付してください。

【注2】 従事した業務の実績を記載（業務が完成し引渡しが済んでいるもの）し、当該契約書及び業務の内容等が確認できる資料の写しを添付してください。

(様式6)

設計図書等質疑応答書

令和 年 月 日

県央地域広域市町村圏組合
管理者 大久保 潔重 様

共同企業体の名称 ・ 特定業務共同企業体

共同企業体の「代表者」
住所・氏名及び代表者

(メールアドレス)

下記のとおり質疑がありますので、回答願います。

記

業 務 名 小浜消防署移転設計業務

1 質疑事項

.....
.....
.....

2 回 答

.....
.....
.....

- 3 提出期限 令和 4年 9月15日 午後5時 00分
- 4 回答期限 令和 4年 9月20日 午後5時 00分
- 5 提出先 県央地域広域市町村圏組合 (諫早消防署 3F)
- 6 回答書閲覧場所 県央地域広域市町村圏組合 (諫早消防署 3F)